

自転車指導啓発重点地区（中津川警察署）

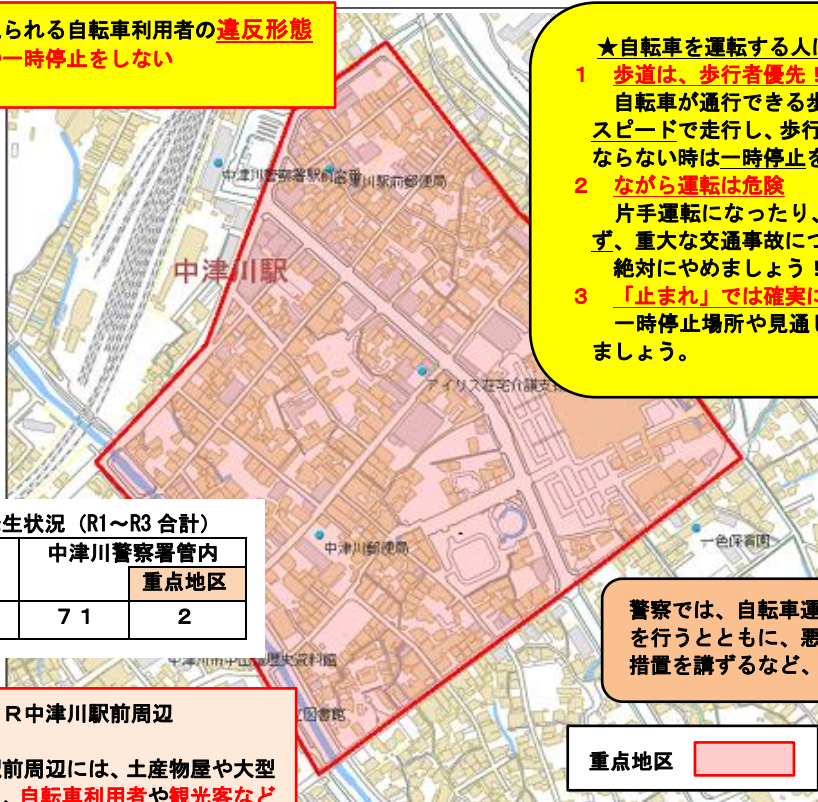
令和4年4月

この地区でよく見られる自転車利用者の**違反形態**

- ☛ 歩道で徐行や一時停止をしない
- ☛ 一時不停止

★自転車運転する人は次の点に気を付けましょう！★

- 1 **歩道は、歩行者優先！**
 自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならぬ時は一時停止をしましょう。
- 2 **ながら運転は危険**
 片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！
- 3 **「止まれ」では確実に一時停止を！**
 一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。



自転車関連交通事故発生状況（R1～R3 合計）

区分	中津川警察署管内	
	重点地区	その他
自転車関連事故	71	2

警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

【重点地区】 JR中津川駅前周辺

☛ **選定理由**

JR中津川駅前周辺には、土産物屋や大型商業施設があり、**自転車利用者や観光客など歩行者の通行も多く、また、朝夕の通学等のため、駅へ向かう自転車利用者も多い。**

重点地区